

訪問販売において、不当な取引方法により排水管洗淨の役務提供契約を提供する事業者の情報を提供します。

平成30年1月12日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

事業者は、消費者の住宅を訪問し、排水管洗淨の役務提供契約について勧誘を行い、当該契約を締結する際に、消費者に虚偽の事業者所在地を記載した契約書面等を交付していました。

この行為は、北海道消費生活条例第16条第1項で禁止する不当な取引方法であり、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることから、北海道消費生活条例第17条の2の規定に基づき、道民の皆様へ、この事業者の情報を提供します。

1 事業者の概要

名 称：東洋設備
所 在 地：札幌市北区北9条西4丁目
取 引 形 態：訪問販売
提供する役務：排水管洗淨
役務提供価格：約1万5千円

2 情報提供する根拠

北海道消費生活条例第17条の2

3 事業者の行った条例違反行為

事業者名不明示、名称詐称（事業者連絡先の詐称）

【北海道消費生活条例第16条第1項に基づく同条例施行規則別表5（3）】

事業者は、消費者と排水管洗淨の役務提供契約を締結し当該役務を提供する際に、消費者に契約書面、クーリング・オフ説明書面及び領収証（以下「契約書面等」という。）を交付しましたが、その契約書面等に記載された事業者所在地は虚偽のものでした。

4 経過等

事業者の行為は、消費者が事業者と連絡を取るための必要な情報について、虚偽の情報を示し、連絡を取れないようにすることにより、消費者に不当に不利益を与えることとなる契約を締結させるものであり、早急に注意喚起を行う必要があると判断し、調査を行いました。

- 11月中旬に契約した消費者が、契約書面等に記載された事業者所在地にクーリング・オフのはがきを郵送したところ、事業者には届かず、返送されました。

- 契約書面等に記載された事業者所在地に、以前同じ名称の排水管洗浄業者が存在しましたが、同社に文書照会したところ、平成 29 年 8 月から別の所在地において営業し、同年 11 月 1 日に廃業した旨報告がありました。
- 排水管洗浄に関する消費者苦情相談が増えており、今後、別の事業者が同様の手口で消費者被害を発生させることが考えられることから、情報提供を行うこととしました。

5 道内における消費生活相談の状況

事業者に関する苦情相談件数（道が把握しているもの。）

2 件（いずれも平成 29 年度の相談）

問い合わせ先 環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示・取引適正化グループ 電話 011-204-5213
--

【参考】

○北海道消費生活条例（平成11年10月15日条例第43号）（抜粋）

（不当な取引方法の禁止）

第16条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（5）信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること

（重大被害防止措置）

第17条の2 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに次に掲げる情報を提供するものとする。

- （1）当該事業者に係る不当な取引方法
- （2）当該事業者に係る商品又は役務の種類
- （3）当該事業者の氏名又は名称及び住所
- （4）その他必要な情報

○北海道消費生活条例施行規則（平成12年3月24日規則第29号）（抜粋）

（不当な取引方法）

第3条の2 条例第16条第1項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。

別表

5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法

（3）事業者の氏名若しくは名称又は住所その他の連絡先について、消費者に対して明らかにせず、又は虚偽の内容を告げることにより、消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。